

ハラスメント防止啓発説明会のご案内

近年、職場におけるハラスメントは、企業経営に深刻な影響を及ぼす問題となっております。
また、令和7年6月には労働施策総合推進法等の改正法が成立し、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の措置を講じることが、事業主の義務となります。
本説明会では、最新の法制度や、事業主に求められる措置内容を解説するとともに、各種ハラスメントの総合的な防止対策について、理解を深め、防止に向けた取組を促進することを目的として開催します。



日時 令和7年12月17日(水) 13時30分～16時00分

場所 佐賀県立男女共同参画センター アバンセ 第2研修室
(佐賀市天神三丁目2-11)

内容 13:30～15:00 パワハラ防止・カスタハラ防止措置について

講師：佐賀産業保健総合支援センター産業保健相談員 河野智章

15:00～15:20 これだけ体操 ほか

講師：佐賀働き方改革推進支援センター長 満田 和弘

15:20～16:00 就活セクハラ防止、改正女活法について

講師：佐賀労働局 雇用環境・均等室 室長補佐 奥田 朋子

◆申込方法

右のQRコードにより
お申込みください。



◆申込締切日 12月12日(会場定員80名)

※オンライン(ZOOM)参加も可能です。
(オンライン定員100名)

参加無料
事前申込

◆問い合わせ先 ○佐賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:0952-32-7218

○佐賀産業保健総合支援センター TEL:0952-41-1888